National Teachers Union of Private Universities and Colleges

で私大ユニオソ・ニュース

第 102 号 2024/03/25 全国私立大学教職員組合(私大ユニオン) 〒101-0003東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6階 電話03-3262-2151 FAX03-3262-2152 郵便振替00190-3-28088 http://upuc.org/

経済安保情報保護活用法案・国会提出知らぬ間に拡張される秘密保護法

セキュリティー・クリアランスという制度は、どの程度認知されているだろうか。国家的機密の取扱者の適格性を審査するシステムということだが、政府は、2月27日(火)にこの制度の導入をはかる「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」を閣議決定後、国会に提出した。

民間人の人権を侵害する身辺調査

法案の名称からはなかなかその実態は想定しにくい。概要は以下のとおりとなっている。

○重要経済安保情報の指定(法第3条)

重要経済基盤(電気・ガス、鉄道・空港、電気 通信等のインフラおよび半導体・航空機部品・蓄 電池等のサプライチェーン)に関する情報のうち、 その漏えいが日本の安全保障に支障を与えるも のを重要経済安保情報として指定する。

○適合事業者への情報の提供(法第10条)

行政庁は、安保確保に資する民間企業を適合 事業者とし、重要経済安保情報を提供できる。

- ○セキュリティー・クライアンスの実施(法第 12 条) 行政庁は、重要経済安保情報の取扱者に対 してセキュリティー・クライアンス(適正評価)を実 施し、情報を漏らすおそれのないと認められた 者に限定する。調査項目は以下のとおり。
 - ① 重要経済基盤棄損活動との関係評価対象者の家族および同居人の氏名・ 生年月日・国籍・住所を含む
 - ② 犯罪および懲戒の経歴
 - ③ 情報の取扱いの非違の経歴
 - ④ 薬物の濫用及び影響
 - ⑤ 精神疾患

- ⑥ 飲酒(その節度)
- ⑦ 信用状態その経済的状況

※重要経済基盤棄損活動とは

- ①重要経済安保情報を取得するための活動で あって外国の利益を図る目的で行われ、国・ 国民の安全を著しく害するおそれのある活動
- ②政治上等の主義主張に基づき、国家や他人に これを強要し、社会に不安・恐怖を与える目的 で重要経済基盤に支障を生じさせる活動
- ○漏えい等への刑事罰の適用(法第22条)

重要経安保情報の漏えいに対して、5 年以下 の拘禁刑または 500 万円以下の罰金に処す。

秘密保護法の拡張を謀る岸田政権

経済安保保障上の重要情報を民間企業等に提供し、取扱者の身辺調査を実施する制度の導入を謀る ものだが、かの特定秘密保護法の拡大版といえる。

特定秘密保護法の反対運動が大きく高揚してから 10年。同法の適用範囲は「外交・防衛・特定有害活動の防止(防諜)・テロリズムの防止」の4分野に限定 されており、特定秘密4分野の取扱者は約13万人で、 その内の97%が公務員となっている。

身辺調査はプライバシー侵害の不当なものだが、 敵基地攻撃能力保有、「安保3文書」改定を強行し、 日本を「戦争のできる国」へと押しやる岸田政権の危 険な策動のプログラム上に位置付けられている。

軍産学連携で大学でも危惧される身辺調査!

セキュリティー・クリアランス制度有識者会議より

2023年2月の経済安全保障推進会議を受けて設置された「経済安全保障分野におけるセキュリティー・クライアンスガバナンス制度等に関する有識者会議」において、同制度について結論ありきの審議が行われた。その中で大学にも種々言及されている。同会議の議事要旨等から、具体的発言を確認したい。

【第1回会議の議事要旨】

○大学には基本的に軍事研究禁止という思想があり、そういった分野には協力しづらいという環境もある。また、基本的にはプロジェクトベースというより、個々の研究者が予算を取って自分の研究をやるので、国のために何が必要かという形での研究を組成していくのは非常に苦手であり、こういったところも変えていかなくてはならないのではないかと考えていた。

【第2回会議の議事要旨】

○日本が隣国等からの脅威にさらされている中で、 先端技術及びデュアルユース技術の開発、経済 安全保障分野に貢献したいという研究者もかな りいるのではないかと思われる。ただ、実はア メリカでもいろいろな大学で多くの研究者が積 極的にCI、機微技術の研究に関わっているかと いうとそうではなく、少数の大学や少数の方々 が、オフキャンパスの環境下で研究を行ってい る。また、必要に応じて、大学が企業と連携し 役割分担しながら研究に取り組むなどの工夫を しているケースがある。日本の大学においても、 このようなアメリカの事例を参照しつつ、研究 者がセキュアな環境で安心して研究に取り組め るような枠組みを考えるのも必要ではないか。

【永野秀雄委員による第3回会議への提出資料】

- 7 米国における科学研究者・研究施設に対する セキュリティー・クライアンス
- ○米国では、レーガン大統領が1985年に発した国家安全保障決定指令第189号「科学的、技術的及び工学情報の移転に関する国家政策」では、 連邦政府資金を受給する大学や研究機関におけ

る基礎研究における成果は、最大限可能な限りにおいて制限しないもの、国家安全保障の観点から、これらの研究により生み出された情報を管理する必要が生じる場合があるとして、その場合には、各行政機関が、事前に秘密指定制度を適用するか否かを決定することとしている。

○連邦政府が研究資金を供与した研究で、秘密指定がなされたものについては、①大学・研究機関・民間企業で秘密を扱う研究施設に施設クライアンスが行われ、②関係者に対して人的セキュリティー・クライアンスが行われる。

【第3回会議の議論の整理(主なポイント)】

- (3)大学・研究機関
- ○アメリカでは、大学や研究機関が国家の機密情報を扱う場合、連邦政府が所有・運営している組織の場合には、連邦行政機関と同じセキュリティー・クライアンス制度が適用され、民間が運営する組織の場合には、民間の請負人に適用される国家産業保全プログラムにおけるセキュリティー・クライアンスが必要になる。
- ○他方、アメリカにおける大学へのセキュリティー・クライアンスと同様の制度を、日本の大学にそのまま適用することはできないと考える。 現在、一般の大学に所属し、将来的にセキュリティー・クライアンスが必要となる情報に接することに同意していただける研究者の方は、現状では、法人に対してセキュリティー・クライアンスを実施することができる国立の研究機関や民間企業に移っていただくしかないと考えられる。

私大ユニオン・ニュース No.102 2024.03.25